(議事録)

土屋会長

ただいまから、令和6年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、計12名がご出席です。委員の3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

七屋会長

本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により 公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開する ことといたします。傍聴者の方は何名いらっしゃいますか。

賃金室長

傍聴者は5名です。

土屋会長

承知しました。続いて委員の異動について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長

令和6年3月31日付けで、使用者代表委員であった須藤 喜弘さん が退任されました。また、昨日6月30日付けで、使用者代表委員で あった石井 俊司さんが退任されました。

須藤さんの後任として、

安藤 宏 さん

が、審議会委員に就任されましたので、安藤委員からご挨拶をいただきたいと思います。安藤委員、お願いいたします。

安藤委員

ただいまご紹介いただきました。安藤 宏と申します。中小企業団 体中央会の方からお世話になっております。

それまでは県庁にいましたけれども、今度は中小企業の立場で、しっかりと審議の方に取り組んでまいりたいと思っております。

皆様ご指導のほどよろしくお願いいたします。

賃金室長

ありがとうございました。

なお、石井さんの後任の使用者代表委員については、今後、推薦の 公示などの手続を経て任命いたします。順調にいけば、次回の第2回 審議会までには任命手続が完了する見込みです。

委員の異動については、以上です。

土屋会長

ありがとうございました。

本日は今年度初めての審議会ですから、議事に先立ちまして、労働 局長からご挨拶をお願いできればと思います。

埼玉労働局長

3月31日付けで埼玉労働局長に着任しました片淵です。よろしく お願いします。

委員の皆様におかれましては、埼玉地方最低賃金審議会の運営、それから、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

昨年度、埼玉県最低賃金は時間額 41 円の引上げで 1,028 円となりました。埼玉地方最低賃金審議会委員の皆様には、長年にわたって「全会一致」での結審が続いていると聞いております。

「全会一致」での結審は、そのこと自体が最低賃金の社会へのメッセージ性や重みを与え、最低賃金額について、納得性と遵守への意識を高めるものと考えています。

本日は、本審議会に、埼玉県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただくこととしておりますが、委員の皆様には、真摯な議論を十分尽くしていただきますよう切にお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

七屋会長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。

本日の議題の1つ目は、埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問です。埼玉県最低賃金の改正について、埼玉労働局長からの諮問をお受けいたします。

(諮問文手交)

賃金室長

誠に申し訳ございません。局長は、この後所用がございますので退 席させていただきます。

土屋会長

ただいま埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について調査 審議を求められました。審議資料について事務局から説明をお願いい たします。

賃金指導官

事務局から説明をさせていただきます。審議資料は、各委員お手元のノートパソコンで御確認いただきます。また、適宜、関係する資料を会場内のモニターにも表示いたします。今年度、埼玉地方最低賃金審議会では、傍聴者の方も含め、紙の資料はお配りしておりませんので、予めご了承ください。

なお、審議資料は、会議終了後に埼玉労働局ホームページ上で公開 いたします。

順に説明いたします。

資料1は、第56期埼玉地方最低賃金審議会の委員名簿。

資料 2 は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程と小委員会の運営規程。

資料3は、先ほど局長から土屋会長にお渡しした諮問文の写し。 資料4は、埼玉県の主な経済指標をまとめた統計資料になっています。

資料5は、埼玉労働局職業安定部が毎月公表している「埼玉労働市 場ニュース」の最新版で、令和6年5月分のものです。

資料6は、賃上げ状況について、労使の各団体と厚生労働省による 調査の結果をまとめたもの。

資料7は、公益財団法人埼玉りそな経済振興財団が実施した、埼玉 県内賃金改定状況調査の公表資料です。資料7の2は、この調査結果 の内容について、過去のデータと比較できるよう事務局でまとめた表 です。

資料8は、本年4月22日に開催された全国財務局長会議の資料です。関東財務局管内の経済情勢や賃上げの動向に関する資料が含まれています。

資料9は、先月実施した、株式会社ヤオコーの実地視察の概要。 資料10は、特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明。 資料11は、改正申出の意向表明があった特定最低賃金の適用労働 者数と使用者数の表。

資料 12 は、昨年の埼玉県最低賃金の改定に当たって、使用者代表 委員から提出された要望に関する資料です。内容については、後ほど 説明いたします。

資料 13 は、パートナーシップ構築宣言の取り組み状況に関するアンケート結果の概要です。これは、昨年の特定最低賃金の改正審議の際に、パートナーシップ宣言の状況に関するデータを出してほしいとのご要望があったことから準備したものです。年ごとの件数や企業規模別の件数などをまとめた資料は見当たりませんでしたが、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」で確認したところ、本日 8:30の時点で、パートナーシップ構築宣言をしている企業は、全国で48,912 社、埼玉県では 2,626 社でした。

資料 14 は第 68 回中央最低賃金審議会配布資料、資料 15 は、令和 6 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会配布資料です。「99 使用者委員提出資料」は使用者代表委員から提出された資料です。

資料は、以上です。

土屋会長 資料について、質問等ございますか。(質問なし)

七屋会長

次の議題です。議題2は、「令和5年の埼玉県最低賃金改定に当たって使用者代表委員から出された要望について」です。

事務局から説明してください。

賃金室長

関係する資料は資料12です。

昨年、埼玉県最低賃金改定に当たり、使用者代表委員から要望が出されました。要望は、別紙1のとおりまとめられ、専門部会報告書に添付をいたしました。事務局においては、厚生労働本省に対して、答申の報告と合わせて専門部会報告書を送付することにより要望いたしました。

要望に関係する施策の実施状況について説明いたします。

1つ目は、価格転嫁に関することです。

中小企業・小規模事業者に対しては、賃金引上げに関する支援、生産性向上に関する支援、下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援を行っており、それらについて、厚生労働省と中小企業庁が合同で別紙2の資料を作成して周知しています。

パートナーシップ構築宣言に関しては、①のとおり、令和5年12 月に内閣府、経済産業省の主宰により、「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が開催されました。この会議には、日本経団連会長、日本商工会議所会頭、連合会長などがご出席され、各省庁からは、パートナーシップ構築宣言の実効性向上等について報告されるとともに、取り組みを推進することが確認されました。

埼玉労働局では、②のとおり、令和6年2月8日に「埼玉県公労 使会議」を開催し、県内労使団体の皆様、埼玉県、関係省庁、金融機 関などにお集まりいただき、適切な価格転嫁等を通じた賃金引き上げ に取り組むことを確認しました。その模様は別紙3のとおりです。ま た、別紙3の2ページ目のとおり、令和6年3月25日、県と合同 で、適正な価格転嫁の実現に向けて、価格交渉を担当する労働者の人 事評価上の配慮について経済団体を訪問し要請を行いました。

その他、③のとおり、埼玉県が「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を開催しており、協定を締結し、産官金労が一体となって 様々な環境整備に取り組んでいます。

埼玉県の取りまとめによると、埼玉県は、パートナーシップ構築 宣言の宣言率が全国第1位とのことです。

また、このたび、産官金労の連携協定も、令和7年3月31日まで延長されましたので、埼玉労働局も構成員の一員として本取組に積極的に対応してまいります

2つ目は、業務改善助成金についてです。事業場内で最も低い賃金 を1時間当たり30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を 行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度 で、厚生労働省が担当しております。

昨年度は年度途中から特例措置、支給申請期間の延長が行われたこともあり、申請数は令和4年度の162件から令和5年度は467件に増加しました。

昨年度実施した、業務改善助成金活用企業へのアンケートにより把握したところでは、業務改善助成金を知ったきっかけとして最も多かったのは、「労働局のHPを見たこと」、次いで、「社会保険労務士からの紹介」、「商工会、商工会議所からの情報」の順でした。「その他」の中には、経済団体や同業他社の紹介や冊子やチラシ等をみて知ったという方が多いことがわかります。助成金の周知にあたっては、県内経済団体の皆様にご協力をお願いしておりますが、この効果が高いものと捉えています。

また、「メールマガジンをみた。」という回答もあり、これまで紙媒体を中心とした周知を行ってまいりましたが、今後はインターネット経由の周知を強化すべく、今年度からは、埼玉県公労使会議で立ち上げるLINEも活用して、関係機関と連携してさらに積極的な情報発信を行ってまいります。

業務改善助成金の活用件数について、近県の情報を収集したところ、地域別最低賃金の額が近い千葉県と埼玉県では、業務改善助成金の活用実績は同程度でした。また、東京の活用実績は、埼玉のおおむね3倍であり、埼玉の実績が近県の状況と比較して大きく乖離しているという状況までは見られませんでした。

助成金を活用して、作業効率を上げるための様々な設備を購入する 以外の方法で、賃金引上げに取り組む事業主もおられますので、厚生 労働省委託事業である「埼玉働き方改革推進支援センター」の活動実 績についても併せてご報告します。働き方改革に取り組む事業主の方 からのご相談に幅広く無料で対応しておりますが、相談件数は昨年度 より増加し、関連セミナーには約3,000人の方にご参加いただきまし た。

埼玉県内においては、人手不足感がますます高まっているところであり、センター事業の実施により、中小企業・小規模事業主の方々へのご支援を行ってまいります。

また、埼玉県主催の戦略会議では、今年度、人手不足対策分科会を 設け、構成団体で連携して取り組むことについて議論を開始しており ますので、埼玉労働局としても、引き続き、県の取組と連携して県内 企業における人手不足対策に取り組んでまいります。

最後に、年収の壁への対応です。

厚生労働省では、「年収の壁・支援強化パッケージ」を取りまとめ、令和5年10月より「キャリアアップ助成金」に社会保険適用時

処遇改善コースを追加しました。また、こども未来戦略方針において、「制度の見直しに取り組む。」とされているところです。

この助成金については、別紙4のとおり、全国で9,241件の計画が 策定されており、労働時間の延長など225,580人の労働者の処遇改善 が進められているところです。

また、埼玉労働局では、新しいコースの周知・活用勧奨のため、埼 玉労働局ホームページのほか、令和5年11月1日には主要な労使団 体への周知文書の送付、令和6年1月、2月には県内企業100社以上 に活用勧奨を行うなど集中的に勧奨を行いました。

報告は以上です。

土屋会長

事務局からの説明について、ご質問などありますか。 (質問なし)

七屋会長

それではこれで議題2を終わりにさせていただきまして、議題の 3に移りたいと思います。

まずは、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今後の手続について説明いたします。

一つ目は、専門部会に関することです。

本日、労働局長より諮問をしましたので、最低賃金法第25条第 2項の規定に基づき、埼玉地方最低賃金審議会に専門部会を設置いた します。

専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員を任命するに当たっては、最低賃金審議会令第6条第4項により、関係者に対して候補者の推薦を求める必要がありますので、本日、専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は令和6年7月16日までといたします。

二つ目は、関係労使からの意見聴取についてです。

最低賃金法第25条第5項において、「最低賃金審議会は、最低賃金 の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労 働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされています。

そして、その意見聴取の手続に関しては、最低賃金法施行規則第 11条第1項で、「最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見 を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出す べき旨を公示することにより行う」とされています。

これに基づいて、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行います。意見書提出の締切日は令和6年7月22日までとします。寄せられた意見については、第3回審議会で意見聴取を行う予定です。

次回、第2回審議会では、今後中央最低賃金審議会から示されると

みられる今年度の改正の目安の伝達を行い、本審終了後に第1回専門 部会を開催し、目安を踏まえてご審議いただくことを予定していま す。

さらに第3回本審では、特定最低賃金が適用されている産業の方から広く募集したご意見をお聴きすることを予定しております。特定最低賃金の改正についても、令和6年7月22日までホームページで意見募集することとしてよろしいか、お伺いいたします。

なお、寄せられた意見については、提出された書面を事務局が代読 することとしたいと考えております。事務局からは以上です。

土屋会長

ただいま室長からご説明ありました今後の手続き、あと意見聴取の 進め方につきまして何か委員の皆様からご意見等ありましたら、お願 いいたします。

(意見なし)

土屋会長

よろしいでしょうか。それでは今、室長からご説明があったような 形で今後進めていきたいと思います。他に今の議題とは別に委員の皆 様から、その他の議題のところで何かお話ししたいことがあればお願 いします。

廣澤委員

よろしいですか。資料 12 の別紙 1 の 4 番目に、昨年度の埼玉地方最低賃金審議会における国への要望として、人手不足が加速している状況で、いわゆる「年収の壁」の問題の改善を検討することが挙げられています。先般のヤオコーの視察を踏まえて、この資料 12 をお出ししました。今、労使共通の課題として人手不足が加速しているというのは間違いないと思うのですが、それに対して、年収の壁対策パッケージが果たして機能しているのかということを埼玉県内で情報収集をしてはどうだろうかと思います。当然、金額審議は行っていくのですが、金額がまた上がると、先般のヤオコーさんの事例にもでたように11 月くらいの就業調整がさらに加速して、正社員に対するしわ寄せが更に進んでいくと思われます。そういうことも踏まえながら金額審議をし、必要に応じて国に対して強く要求していくことが必要ではないかと思っています。

それに関わる基礎データとして、「99_使用者委員提出資料」をお付けしております。ここで注目していただきたいのは、埼玉県内に就業調整をしている方がどのくらいいるかということと、右下のところの、もし年収の壁がなくなったら、どれくらいの方がもっと働きたいと思っているかというデータが載っています。是非、労働局の力を借りて実情を把握する必要があるのではないかということで資料を出させていただきました。以上です。

土屋会長 ありがとうございました。何かご意見やご質問はありますか。 (質問なし)

土屋会長 これは就労意向の調査で、意向ということですから実際どうかとい うのが、この段階での調査では分かっていなくて、それの実態につい て把握する必要があるということですよね。

廣澤委員 ヤオコーさんのような事例がもっと多くあるのだとすると、その対 応策として年収の壁パッケージは機能していないわけですから、何か を変えなくてはいけないのではないかと思われます。

土屋会長 別の施策が求められることになるかもしれないということですね。 労働局として、実態調査を行うすべがありますでしょうか。

賃金室長 データとして出せるものはすぐにはないのですが、今お話しいただ いた内容を踏まえて、対応できるかどうかというところを労働局の中 で検討します。

土屋会長 ご検討よろしくお願いします。

廣澤委員 調査を実施するだけではなくて、実施した結果がどうだったかが見 えないと意味がないし、議論が深まらないと思います。

土屋会長 そうですね。では、労働局の方で、詳細について調べていただい て、データがあればお示しいただければと思います。 この他に皆様からご意見などありますでしょうか。 (意見なし)

土屋会長 では、また別の件で何かございましたらお願いいたします。 (意見なし)

それでは、本日はこれですべての議題が終了したということにさせていただきます。本日の議事録確認についてですが、公益委員はわたくしが、労働者側委員は迫委員、使用者側委員は廣澤委員にお願いい

たします。

よろしいでしょうか。

七屋会長

それでは、以上をもって本日の審議会を終了いたします。 今日はどうもありがとうございました。